

徳島県議会議会改革検討会議
結果報告書

令和6年3月

目 次

1 徳島県議会議会改革検討会議の設置	1
2 検討の経緯及び概要	1
3 主な検討の成果	7
議会改革行動計画（第4期）（案）	9
<参考資料>	
徳島県議会議会改革検討会議要綱	28
徳島県議会議会改革検討会議 委員名簿	29
徳島県議会会議規則第128条第2項本文の 規定による協議等の場の設置	30
徳島県議会基本条例	31

1 徳島県議会議会改革検討会議の設置

徳島県議会議会改革検討会議は、徳島県議会基本条例第30条第3項の規定に基づき、議会改革行動計画について調査し、及び審議するため、地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として位置づけ、令和5年5月18日に、徳島県議会会議規則第128条第2項の規定に基づき、臨時的に設置されたものである。

会議は公開で行い、合意した事項については、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組むこととし、令和6年3月までの約1年間、全8回にわたって会議を開催し検討を行った。

2 検討の経緯及び概要

第1回検討会議（令和5年5月18日）

（1）座長・副座長の選出について

座長に立川了大議員、副座長に平山尚道議員を選出した。

（2）会議の運営について

- ・ 検討会議は報道機関に公開で行うこととした。
- ・ 検討会議の設置期間はおおむね1年間とし、複数回の検討会議を経て、2月定例会閉会前の会長・幹事長会で第4期行動計画を決定いただくこととした。
- ・ 検討会議での合意事項は、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組むこととした。

（3）議会改革行動計画（第3期）の進捗状況について

事務局から、前任期の議会改革行動計画の進捗状況について報告があった。

（4）検討の方法について

前任期の議会改革行動計画の内容を継承した、第4期の議会改革行動計画素案（たたき台）をもとに、各会派から新規の項目も含め追加、変更を提案し、それらの提案について協議を進めていくこととした。

第2回検討会議（令和5年6月12日）

（1）各会派からの提案事項について

各会派から、改革すべき提案事項の説明が行われた。

<提案会派：徳島県議会自由民主党>

- ・ハラスメント防止研修の実施
- ・ハラスメント相談窓口の設置
- ・議員の旧姓使用の明文化
- ・長期欠席に係る議員報酬の減額制度の整備
- ・オンライン委員会の実施
- ・オンライン視察・勉強会の実施
- ・議会日程の実績公開
- ・改選期における議会日程の決定
- ・中学生県議会セミナー（議員出前授業）の実施
- ・徳島県議会HPの充実
- ・とくしま県議会だよりのリニューアル
- ・県民と議員の意見交換会の実施
- ・託児サービスの実施

<提案会派：新しい県政を創る会>

- ・今任期中における選挙区等検討会議の開催
- ・議会図書室の電子化推進
- ・議員の防災士資格取得促進
- ・本会議代表・一般質問時のテレビ中継への字幕挿入

<提案会派：グローバルplus>

- ・サイバー攻撃に対応した議会版BCPの策定

<提案会派：日本共産党>

- ・議会運営委員会委員の選任方法
- ・監査委員及び都市計画審議会委員の選任方法
- ・本会議における質問の在り方〔議員の質問時間の確保、文書質問〕
- ・委員会における質問の在り方〔委員の質問時間の延長〕
- ・会議録の早期公開

＜提案会派：護民官＞

- ・ 監査委員及び都市計画審議会委員の選任方法
- ・ 特別委員会への付託事項の変更
- ・ 本会議における質問の在り方〔文書質問、緊急質問〕
- ・ 会議録の早期公開
- ・ 委員会における質問の在り方
〔質問一巡後の運用、委員外議員の質問時間の延長〕

＜提案会派：元気とくしま＞

- ・ 議会改革行動計画「叩き台」の文言修正
- ・ 本会議における議員呼称の変更

第3回検討会議（令和5年7月5日）

（1）ハラスメント防止研修の実施

準備が整い次第、実施することとした。

（2）ハラスメント相談窓口の設置

準備が整い次第、実施することとした。

（3）議員の旧姓使用の明文化

準備が整い次第、実施することとした。

（4）議会日程の実績公開

令和5年度分から公開することとした。

（5）県民と議員の意見交換会の実施

令和5年度は「子育て世代」を対象とし、令和6年度以降も様々な県民の方を対象とした意見交換会を実施することとした。

（6）オンライン委員会の実施

実施に向けた具体の検討に着手することとし、事務局において調査及び事務的な検討を行い、その結果がまとまり次第、改めて協議することとした。

（7）オンライン視察・勉強会の実施

実施に向けた具体の検討に着手することとし、事務局において調査及び事務的な検討を行い、その結果がまとまり次第、改めて協議することとした。

第4回検討会議（令和5年9月8日）

（1）長期欠席に係る議員報酬の減額制度の整備

国や他県の動向を注視しつつ、報酬減額制度の整備に向け、今任期中に検討を進めることとした。

（2）託児サービスの実施

本会議開会時、本会議の傍聴者及び子育て中の議員を対象に、準備が整い次第、実施することとした。

（3）中学生県議会セミナー（議員出前授業）の実施

夏休み中学生県議会体験会に替わり、議員が中学校へ出向いたり、オンラインも活用しながら、議員活動等に関する説明や意見交換を行う形で、準備が整い次第、実施することとした。

（4）徳島県議会ホームページの充実

情報へアクセスしやすい工夫、コンテンツや議員紹介ページの充実により、ホームページの充実を図るという方針で、準備が整い次第、実施することとした。

（5）とくしま県議会だよりのリニューアル

全ての記事を横書きに統一し、メインとなる「県政に関する質問」記事の構成の見直しやQRコードの活用を行うという方針で、準備が整い次第、実施することとした。

（6）本会議代表・一般質問時のテレビ中継への字幕挿入

テレビ中継（ケーブルテレビ）については現状のままとし、YouTubeの録画配信において概要欄に質問項目を記載するという方針で、準備が整い次第、実施することとした。

（7）サイバー攻撃に対応した議会版BCPの策定

現在検討を進めているオンライン委員会において、BCPの観点を適切に定めたシステムの導入を図ることとした。

第5回検討会議（令和5年10月6日）

（1）改選期における議会日程の決定

次の改選期となる令和9年2月定例会においては、執行部と調整の上、例年どおり、翌年度の年間日程案を公表することとした。

（2）今任期中における選挙区等検討会議の開催

従来どおり、今期の議会改革行動計画においても、適正な議員定数等について検討を行う旨を記載することとした。

（3）議会図書室の電子化推進

引き続き紙書籍の充実を図るとともに、電子書籍を希望する議員は、県立図書館の電子書籍閲覧サービスを利用することとした。

（4）議員の防災士資格取得促進

各議員に対し、県内外の防災士養成講座等について案内を行うこととした。

（5）監査委員及び都市計画審議会委員の選任方法

〔全ての議員に割り当てることについて〕
現状どおりとすることとした。

（6）議会運営委員会委員の選任方法

〔全ての議員に割り当てることについて〕
現状どおりとすることとした。

（7）本会議における質問の在り方

〔議員の質問時間の確保について、文書質問を広く提出できるようにすることについて、緊急質問を広く認めるようにすることについて〕
現状どおりとすることとした。

（8）委員会における質問の在り方

〔委員・委員外議員の質問時間の延長について、質問一巡後の運用について〕
現状どおりとすることとした。

(9) 会議録の早期公開

引き続き、事務局において、早期公開に努めるとともに、AIの活用等についても調査・研究を進めることとした。

(10) 特別委員会への付託事項の変更

〔地方創生対策特別委員会への文化振興関係部局の参加、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会への生活困窮や低所得者対策関係部局の参加〕
今後の議会運営の参考とし、現状どおりとすることとした。

(11) 本会議における議員呼称の変更（〇〇君を〇〇議員へ）

現状どおり「君」を基本とし、判断は議長に委ねることとした。

(12) 議会改革行動計画「叩き台」の文言修正

〔「視察」を「視察研修」に改める等〕

「視察」の表現については現状のままとし、その他については座長・副座長一任とすることとした。

第6回検討会議（令和5年11月24日）

(1) オンライン委員会の実施について

委員会条例の改正や運営要綱の制定、環境整備を行い、令和6年11月定例会を目途に、オンライン委員会が本格導入できるよう準備を進めることとした。

(2) オンライン視察・勉強会の実施について

実施については、各委員会等において個別に判断していくこととした。

第7回検討会議（令和6年2月8日）

(1) 議会改革行動計画（第4期）（案）について

事務局からこれまでの検討会議における検討結果に基づき作成した案の提出があり、協議の上、当検討会議としての案を取りまとめた。

第8回検討会議（令和6年3月6日）

(1) 結果報告書（案）について

座長から結果報告書案が示され、徳島県議会議会改革検討会議結果報告書として決定した。

3 主な検討の成果

検討会議において合意した事項については、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組んでいる。

<検討結果を報告した会長・幹事長会>

第3回検討会議：令和5年 9月 4日 会長・幹事長会

第4回検討会議：令和5年11月17日 会長・幹事長会

第5回検討会議： ”

第6回検討会議：令和6年 2月 1日 会長・幹事長会

議会改革行動計画（第4期）の策定において特に焦点を当てたテーマ、及び新たに実施が決まった取り組みは、次のとおりである。

※ 会長・幹事長会での承認後、既に取り組んだ実績があるものについては、〔 〕に記載した。

誰もが政治参加しやすい環境づくり

女性、若者、子育て世代など、多様な人材の政治参加を促進するため、誰もが議会活動に参画しやすい環境を整備するとともに、議会を身近に感じてもらえる取り組みを推進することとした。

- ハラスメント防止研修の実施 [令和5年11月30日開催]
- ハラスメント相談窓口の設置 [令和5年10月10日設置]
- 議員の旧姓使用の明文化 [令和5年 9月 4日施行]
- 託児サービスの実施
- オンライン委員会の実施
- オンライン視察・勉強会の実施
- 県民と議員の意見交換会の実施 [令和5年11月24日
子育て世代の県民を対象に実施]
- 中学生県議会セミナー（議員出前授業）の実施
- 県議会ホームページの充実 [令和5年度から随時実施]
- 「県議会だより」のリニューアル

議会DXのさらなる推進

自然災害の発災時や感染症まん延時の緊急時などにおいても、円滑に議会を運営するため、ICTの積極的な活用により、さらなる議会DXを推進することとした。

- オンライン委員会の実施
- オンライン視察・勉強会の実施

その他の取り組み

- 議会日程の実績公開 [令和5年度分からホームページに掲載]
- 改選期における翌年度の議会日程の決定・公表
- 議会インターネット中継（録画配信）における本会議質問項目の掲載 [令和5年6月定例会の配信から掲載]
- 長期欠席に係る議員報酬の減額制度の整備に向けた検討
- 県立図書館の電子書籍閲覧サービスの活用



(令和6年2月8日 第7回議会改革検討会議)

議 会 改 革 行 動 計 画 (第4期)

(案)

議会改革行動計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、地方公共団体の権限が拡大したことに伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会は、知事等の執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能のさらなる充実・強化が求められている。さらに、住民自治の充実という観点から、開かれた議会実現のための方策も模索されている。

このような状況を踏まえ、各都道府県議会においては、議会改革のための委員会等を設置し、その機能強化等について検討がなされるなど、様々な取り組みが行われている。

本県議会においては、旧来から「議会のあり方検討委員会」等において、議会改革について鋭意協議を重ね、所要の議会改革を進めてきたところであるが、さらに、平成23年度に設置した「議会改革検討会議」における議論に基づき、議会は自治体の最高責任者であるとの認識の下、県民の負託に全力で応え、県政の発展に寄与する議会を築くため、最高規範となる「徳島県議会基本条例」を制定し、全国初となる「議会改革行動計画」を策定する旨の条項を設け、^{たゆ}弛まぬ議会改革に努めることとした。

そして、これまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、継続して取り組むため、「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」及び「開かれた議会」の3つの視点から、体系的な議会改革に取り組むこととし、重点的に取り組むべき方策やその具体的数値目標を定めた「議会改革行動計画」を策定し、同計画の趣旨に沿って各種施策を展開しているところである。

今回策定した「議会改革行動計画（第4期）」については、令和5年4月からの新たな任期において取り組むべき主要課題とその数値目標について定めたものであり、

- ・「議会機能の強化」では、オンライン委員会をはじめとする議会DXやハラスメント防止対策など

- ・「効果的な議会運営」では、改選期における議会日程の決定

- ・「開かれた議会」では、託児サービスや県民との意見交換会の実施などについて新たに取り組むこととした。

2 計画の性格

本県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた徳島県議会基本条例第30条の規定に基づき、議会改革行動計画を策定する。

本県議会は、この計画の趣旨に沿って施策を実施することにより、議会改革に継続的に取り組む。

なお、議会改革行動計画は、議員の改選期ごとに見直すものとしており、また、本計画について調査・審議するため、議会改革検討会議を設置することができるとしている。

3 計画期間

行動計画（第4期）の計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

4 計画の体系

議会改革行動計画では、本県の議会改革を推進するため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県議会基本条例に定められた基本理念を踏まえ、3つの策定の視点を明示し、それぞれの主要課題ごとに具体的な推進方策やその数値目標をまとめている。

- 3つの策定の視点
 - I 議会機能の強化
 - II 効果的な議会運営
 - III 開かれた議会

5 進行管理

この計画の推進にあたっては、改選期ごとにその進捗状況を公表し、また、特に数値目標の達成状況については毎年度当初の会長・幹事長会において報告を行い、着実な推進を図る。

6 計画の構成

この計画は、以下のとおり構成する。

第1 議会改革行動計画（第4期）における新たな取り組み

第2 継続して推進する取り組み

I 議会機能の強化

- ・ 議会基本条例の制定
- ・ 議員定数の検討
- ・ 議会改革の推進
- ・ 監視・評価機能の強化
- ・ 政策提言・政策立案機能の強化
- ・ その他の議会機能の強化

II 効果的な議会運営

- ・ 年間日程の公表
- ・ 本会議の運営
- ・ 委員会の運営

III 開かれた議会

- ・ 県民への説明責任
- ・ 県民ニーズの反映
- ・ 県民への情報発信

第1 議会改革行動計画（第4期）における新たな取り組み

人口減少や少子高齢化の進行により社会構造が変化中、県民ニーズや地域課題は、多様化・複雑化しており、地方議会の役割がますます重要となっている。

こうした時代の変化に的確に対応していくためには、多様な人材が政治に参画し、広い視点で議論することが必要である。

一方、全国的にも、政治への関心の低さを背景とする投票率の低下、女性や若者など多様な人材の政治参画が進まないことなどが問題となっており、喫緊の課題として対策を講ずる必要がある。

また、切迫する南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害の発災時や感染症まん延時等の緊急時においても円滑に議会を運営するため、ICTを積極的に活用することにより、危機管理体制の強化を図ることが求められている。

そこで、議会改革行動計画（第4期）においては、直面する様々な課題の解決に挑戦するべく、これまで進めてきた様々な取り組みはもとより、誰もが政治参加しやすい環境づくりや議会DXのさらなる推進に焦点を当て、新たに施策を推進することとした。

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要・工程表

- 大規模な災害や感染症のまん延のほか育児や介護など、やむを得ず議会へ参集できない事態に備え、委員会へオンラインで出席できる体制を整備します。
また、委員会視察や勉強会等において、適宜、オンラインの活用を推進することにより、さらなる議会DXを推進します。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○オンライン委員会の実施	-----	整備・推進		→
○オンライン視察・勉強会の実施	推進			→

- ハラスメントに関する議員一人一人の意識を高めるとともに、議会内に相談窓口を設置することで、ハラスメントを起こさない環境を整備します。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○ハラスメント防止研修の実施	実施・推進			→
○ハラスメント相談窓口の設置	設置・推進			→

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要・工程表

- 3 旧姓使用に関する規定を設けたり、議員活動と家庭生活の両立を支援することで、女性や若者など多様な人材が議会活動に参画しやすい環境整備に努めます。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○議員の旧姓使用の明文化				→
	施行・推進			
○託児サービスの実施	-----			→
		整備・推進		

- 4 議員が長期にわたり欠席した場合に議員報酬を減額する規定の整備に向けて、検討を行います。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○長期欠席に係る議員報酬の減額制度の整備	-----			→
		検討		

- 5 普及が進む電子書籍の利用に関して、県立図書館の閲覧サービスを活用することにより、議員の政策立案機能の強化を図ります。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○県立図書館の電子書籍閲覧サービスの活用				→
	推進			

【重点戦略2】 効果的な議会運営

主要事業の概要・工程表

- 1 議員改選期においても、例年どおり、翌年度（次の任期の初年度）の議会年間日程を事前に決定し、公表することで、切れ目のない議会活動を推進するとともに、速やかな情報提供による県民サービスの向上を図ります。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○改選期における翌年度の議会日程の決定・公表				→ 決定・公表

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要・工程表

- 1 子育て世代の方も安心して県議会の傍聴ができるよう、託児サービスを実施することで、誰もが参加しやすい議会づくりを推進します。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○託児サービスの実施【再掲】	-----	整備・推進		→

- 2 県民と議員が県政に関する身近なテーマについて直接意見を交わすことにより、県民の声を議会活動に反映させ、県民の県議会への関心を高めるとともに、理解の促進を図ります。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○県民と議員の意見交換会の実施				→ 実施・推進

- 3 中学生を対象に議員が県議会や議員活動に関するセミナーを行うことにより、近い将来有権者となる中学生の県議会や政治への関心を高めるとともに、理解の促進を図ります。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○中学生県議会セミナー（議員出前授業）の実施	-----	実施・推進		→

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要・工程表

- 4 ホームページや「県議会だより」の内容をより分かりやすくするなど情報発信の充実・強化を図ることにより、一層身近で親しみやすい県議会を目指します。

取組内容	工程（年度別事業計画）			
	R5	R6	R7	R8
○県議会ホームページの充実 （議員紹介ページの充実など）	実施・推進			→
○「県議会だより」の リニューアル （横書きへの統一など）	-----	実施・推進		→
○議会日程の実績公開	実施・推進			→
○改選期における翌年度の 議会日程の決定・公表【再掲】				→ 決定・公表
○議会インターネット中継 （録画配信）における 本会議質問項目の掲載	実施・推進			→

第2 継続して推進する取り組み

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

1 議会基本条例の制定

- 県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた議会基本条例を制定することにより、議会機能の強化や開かれた県議会の実現を図ります。

○ 議会基本条例の制定 ⑳制定

2 議員定数の検討

- 地方分権時代における二元代表制の一翼として、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、県民の多様な意見を県政に反映させるに足りる適正な議員定数等について検討を行います。

3 議会改革の推進

- 議会基本条例に議会改革行動計画の策定や議会改革検討会議の設置を位置づけ、議会改革の進行管理と見直しを図ることにより、議会改革に向けた不断の取り組みを行います。

4 監視・評価機能の強化

- 県行政に係る基本的な計画の立案段階から、議会が積極的な役割を果たす必要があることから、基本計画議決条例を制定し、県行政に対する監視・評価機能の充実に努めます。

○ 基本計画議決条例の制定 ㉑制定

5 政策提言・政策立案機能の強化

- 二元代表制の一翼として、県政の各分野に対し、政策の理念や具体的な施策を提案していくことが求められている中、議員提案による政策条例制定の動きを加速させるため、検討組織を設置し、政策立案機能の強化に努めます。

○ 政策条例検討会議の設置 ㉒設置

- 住民ニーズや政策課題を踏まえた議員提案による政策条例の制定を促進します。

○ 有識者や行政機関、関係団体から専門的意見の聴取 ㉓から実施

- 議員提案により制定した政策条例が、県民生活に効果のあるものであるかどうか検証を行います。

○ 議員提案政策条例の検証 ㉔から実施

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

- 代表・一般質問や委員会審査を通じて、積極的な政策提案を行います。
- 議会の意思を表明した意見書を、国会及び関係行政庁に対し提出することにより、議会の住民代表機関としての役割を積極的に果たします。
 - 意見書議決数 ⑤ 10件 → ⑧ 40件 (累計)
- 県政の重要案件に対応できるよう、適宜、学識経験者、企業等からの説明聴取及び意見交換を行う政策研究会を開催し、議員の議会活動の活性化を図ります。
 - 「政策研究会」の開催 ⑤ 5回 → ⑧ 20回 (累計)
- 徳島県議会、徳島県市議会議長会及び徳島県町村議会議長会が相互間の連携を密にし、地域の課題を協議し処理するために締結された3団体連携協定の取り組みとして、それぞれの議会のさらなる活性化を図ります。
 - 3団体による連携協定の締結 ⑭締結
 - 県議会正副議長、各議長会会長・副会長等からなる連絡調整会議の開催及び議員研修会の開催 ⑮から実施
 - 3団体合同による国等への要望活動の実施 ⑯から実施
 - 県・市町村議会の意見書等を取りまとめ、ホームページ公開 ⑰から実施
- 県民の多様な意見を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。
- 特定の課題について調査研究を行うため、会派を超えた議員で構成する議員連盟の活動を積極的に推進します。
 - 議員連盟数 ⑱ 医療・福祉関係議員連盟、農業振興議員連盟など 19 団体
- 四国の共通の課題について調査研究を行うため、四国4県議会の議員で構成する広域の議員連盟の活動を推進します。
 - 森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟 ⑳設立
四国地方連絡会議
 - 四国観光議員連盟 ㉑設立
 - 四国公共交通議員連盟 ㉒設立

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

- 議会活動に資するため、必要な資料の調査を行います。
 - 「新聞ダイジェスト」や国の法改正・政策、全国の動き等をまとめた「調査レポート」を積極的に活用します。
 - 議会図書室の蔵書の増加など、議会図書室の充実・活性化を図ります。
 - 蔵書の充実
 - ・ 新規図書数 ⑤ 100冊 → ⑧ 400冊 (累計)
 - 県立図書館のレファレンス機能(※)の有効活用
(※) 資料・情報を求める利用者に対する文献の紹介・提供など ⑳から実施
 - 新着図書・資料情報のホームページ・全庁掲示板への掲載 ㉔から実施
 - テーマ展示コーナーの通年開設 ①から実施
 - 図書室だよりの充実 ①から実施
 - 県議会と県内大学が相互に協力することにより、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的に包括連携協定を締結し、目的達成に有益な事業を実施します。
 - ・ 徳島文理大学 平成 22 年度締結
 - ・ 四国大学 平成 24 年度締結
 - 議会インターンシップにおける学生の受入人数 ⑤ 5人 → ⑧ 20人 (累計)
 - 大学生の議場見学出席者数 ⑤ 50人 → ⑧ 200人 (累計)
 - 調査レポートへの大学教員、大学院生等の寄稿数 ⑤ 1件 → ⑧ 4件 (累計)
 - 本会議傍聴への出席学生数 ⑤ 15人 → ⑧ 60人 (累計)
 - 県議会議員との意見交換会等の出席学生数 ⑤ 180人 → ⑧ 720人 (累計)
 - 議会ホールの提供 ⑤ 1件 → ⑧ 4件 (累計)
- 議員自らが「防災士」や「認知症サポーター」などの資格等の取得に積極的に取り組むことにより、県の施策への提言や地域での活動に役立てます。

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

6 その他の議会機能の強化

- 関西広域連合の議事機関として、条例の制定改廃、予算の議決等を伴う関西広域連合議会の議員を選任し、その活動を推進します。 ⑳設立
- 全国都道府県議会との情報交換や緊密な連絡調整などにより積極的かつスピーディーな要望・決議を行います。
 - 全国都道府県議会議長会
 - 四国4県議会正副議長会議
 - 中国四国九県議会正副議長会議
 - 近畿2府8県議会議長会議
 - 南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県議会議長会議
 - 財政基盤強化対策県議会議長協議会
 - 地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会
 - 太平洋新国土軸推進府県議会議長連絡協議会
 - 離島振興対策都道府県議会議長会
- 議会運営に影響を与えかねない危機事象に対応したマニュアルを策定し、危機管理体制の充実強化を図ります。
 - 徳島県議会業務継続計画（議会BCP） ㉑策定
- 財政健全化に資するため、引き続き、議会費の見直しに向けた検討を行います。
 - 費用弁償（応召旅費）を実態に応じた支給へ変更 ㉒から実施
- 議会の政策立案機能を高めるため、議会事務局組織を強化します。
 - 議会事務局内プロジェクトチームの設置 ㉓から設置
 - 政策法務担当室長の配置（法制文書課長の併任） ㉔配置

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

- 議会棟における情報通信環境やタブレット端末の整備などにより、議会DXを推進し、ペーパーレス会議の実現、情報収集や調査活動の活性化等による議会機能の充実・強化を図ります。
 - 情報通信環境及びタブレット端末の整備 ③ 整備
 - ペーパーレス会議システム ④ 導入

- 女性や若者など多様な人材の政治参加を促すため、議員活動と家庭生活が両立しやすい環境整備に努めます。
 - 徳島県議会会議規則の改正（議会の欠席理由）
 - ・ 育児や介護、配偶者の出産補助等を明文化 ① 施行
 - ・ 議員の出産を明文化 ③ 施行

- 県議会の規則や申し合わせ等について、県民のニーズや経済社会情勢に応じ、適宜見直しを行い、議会の活性化に努めます。

【重点戦略2】 効果的な議会運営

主要事業の概要

1 年間日程の公表

- 議会の年間日程を作成し、公表することにより、県議会に対する県民の関心・理解を深め、傍聴や請願・陳情の提出など、県民サービスの向上を図ります。

○議会の年間日程の作成・公表 ①から実施

2 本会議の運営

- 代表・一般質問の発言通告について、質問項目に加え、質問の内容をまとめた質問の要旨を通告するとともに、質問前日にホームページに掲載することにより、県民サービスのさらなる向上を図ります。

○質問要旨の通告及びホームページ前日掲載 ①から実施

- 本会議での「質疑」や「討論」による議員の活発な議論を通じ、議会の活性化を推進します。

- 本会議開会時において議案等を配置するなど、県民サービスの向上に努めます。

○傍聴者ロビーに議案及び説明資料を配置 ⑳から実施

○議案等のホームページ公開 ㉓から実施

- 県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。

○議員の議案・請願に対する表決態度のホームページ公表 ㉗から実施

3 委員会の運営

- 委員会の議事録をホームページに公開するなど、県民サービスの向上に努めます。

○モニター室における委員会説明資料の配置 ⑮から実施

○委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開 ㉓から実施

- 委員会の調査・審査に資するため、公聴会・参考人制度を積極的に活用し、県民意見等を審議に反映させるとともに、議会の活性化を図ります。

【重点戦略2】 効果的な議会運営

主 要 事 業 の 概 要

- 委員会視察の内容をホームページで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。
 - 委員会視察結果のホームページ公開 ⑱から実施

- 委員会視察のあり方や実施方法を見直し、調査の活性化を図ります。
 - 県内視察の充実 ㉔から実施

- 委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の向上と委員会視察の充実を図ります。
 - 意見交換会の実施 ㉔から実施

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要

1 県民への説明責任

- 政務活動費の適正執行及び使途の透明性を確保するとともに、県民への積極的な情報の公開や提供を推進します。
 - 政務活動費の収支報告書への領収書添付を義務化 ⑳から実施
 - 政務活動費の収支報告書のホームページ掲載 ㉕から実施
 - 政務活動費の使途・手続等に関する指針（ガイドライン）の改訂 ㉗㉙改訂
 - 政務活動費の活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載 ㉘から実施
 - 政務活動費の海外調査における対象経費を明確化するとともに、海外調査報告書の提出を義務化など ㉙から実施
- 県民の多様な意見を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。（再掲）
- 会派が行った視察結果を各会派のホームページ等で公開するなど、会派活動の積極的な情報発信に努めます。
 - 会派視察結果の積極的な公開 ㉗から実施

2 県民ニーズの反映

- 広く県民のニーズをくみ取るため、請願・陳情制度、パブリックコメント、県民アンケート、議長へのメール等の周知に努め、積極的に活用します。
- 委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図ります。（再掲）
 - 意見交換会の実施 ㉘から実施

3 県民への情報発信

- 開かれた県議会を確立するため、定例会ごとに正・副議長による定例記者会見を実施し、議会活動についての情報発信を行います。
 - 記者会見の実施 ㉒から実施
- 本会議の開催時期の周知・広報に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。
 - 本会議傍聴者数 ⑤ 1,500人 → ⑧ 6,000人（累計）

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要

- 県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。（再掲）
 - 議員の議案・請願に対する表決態度のホームページ公表 ⑳から実施

- ケーブルテレビを活用した情報発信に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。
 - ケーブルテレビ放映社数 ⑤ 17社
 - CATVで視聴可能な市町村数 ⑤ 23市町村

- 議会情報を積極的にホームページ等で公開することにより、県民への迅速な情報の提供など県民サービスの向上を図ります。
 - 議会ホームページのアクセス数
⑤ 600,000件 → ⑧ 2,400,000件（累計）
 - 本会議インターネット中継のアクセス数
⑤ 15,000件 → ⑧ 60,000件（累計）
 - 本会議の会議録検索システムのアクセス数
⑤ 70,000件 → ⑧ 280,000件（累計）
 - 「議会のしおり」（リーフレット）、「議会の概要」（冊子）の配付
 - モニター室における委員会説明資料の配置（再掲） ⑮から実施
 - 委員会視察結果、委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開（再掲）
⑲、⑳から実施
 - 正副議長による定例記者会見のホームページ掲載 ㉒から実施
正副議長による定例記者会見の動画配信（You Tube） ⑤から実施
 - 傍聴者ロビーに議案及び説明資料の配置（再掲） ㉓から実施
 - 議案等のホームページ公開（再掲） ㉓から実施
 - 議会関係予算のホームページ掲載 ㉔から実施
 - 議員連盟活動のホームページ掲載 ㉔から実施
 - 政務活動費の収支報告書、活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載（再掲）
㉕、㉖から実施
 - 県内市町村議会ホームページへの県議会ホームページのリンク設定
㉖から実施
 - 会派視察結果の積極的な公開（再掲） ㉗から実施
 - 関西広域連合議会情報のホームページ掲載 ①から実施
 - 広報動画の You Tube 配信 ②から実施

- 委員会審議のインターネット公開について、検討を行います。

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要

- 議会活動の情報を広く県民に提供するため、新聞発行する「県議会だより」等の内容充実、適期の情報発信を行うことにより、県民の議会に対する理解の促進を図ります。
 - テレビスポット・ラジオスポットの有効活用 ⑫から実施
 - 「県議会だより」録音版の発行、ホームページ掲載 ⑲から実施
 - 「県議会だより」における広報特集記事の掲載 ⑳から実施
 - 「県議会だより」点字版の発行 ②から実施
 - 「県議会だより」のタブロイド版（4ページ）への変更 ②から実施

- 議員一人一人が広報マンとなり、県内外に徳島の魅力をアピールします。
 - 「とくしまの魅力と実力」（リーフレット）の作成・活用 ㉔から実施

- 子どもから大人まで多くの県民の議会への関心を高め、議会を身近に感じてもらうため、様々な県議会体験・見学プログラムを実施するなど、より一層の「開かれた県議会」、「親しみやすい県議会」の推進を図ります。
 - 議会コンサート等の開催 ⑤ 2回 → ⑧ 8回（累計）
 - 議会見学会の実施 ⑤ 30回 → ⑧ 120回（累計）
 - 議会活動展示パネルの設置 ㉔から実施
 - 県議会小学生社会見学ツアーの実施 ㉕から実施
 - 小学生向け模擬議会体験の実施 ②から実施
 - 県立総合大学校との連携による認定講座の開設 ㉕から実施

- 障がい者にとって利用しやすく、分かりやすい議会とすることにより、障がい者の政治参加を推進します。
 - バリアフリートイレの整備 ②整備
 - パーキングパーミット制度を活用した駐車場の整備 ③整備
 - 「県議会だより」点字版の発行（再掲） ②から実施

- スポーツ・芸術文化活動等において、その成績が特に顕著なものを表彰し、その努力と功績を称え励ますことにより、徳島県の次代を担う人間性豊かな児童、生徒及び学生の健全育成を図ります。
 - 県議会表彰の実施 ㉔から実施

< 参 考 资 料 >

徳島県議会議会改革検討会議要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）第二百一十八条第二項本文の規定により協議等の場として設けられた徳島県議会議会改革検討会議（以下「会議」という。）について、同条第四項の規定に基づき運営その他必要な事項を定めるものとする。

(座長及び副座長)

第二条 会議に座長及び副座長各一人を置く。

2 座長及び副座長は、会議において互選する。

(招集)

第三条 会議は、座長が招集する。

(会議の定足数)

第四条 会議は、構成員の半数以上が出席するとともに、各会派（所属議員が四人以上のものに限る。）から一人以上の出席がなければ開くことができない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(構成員以外の出席者)

第五条 議長及び副議長は、必要があると認めるときは、会議に出席し、発言できるものとする。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員のほか、所属議員が三人以下の会派からそれぞれ一人の議員を会議に出席させることができる。

(代理出席)

第六条 会派は、構成員が会議に出席できないときは、他の議員を代理出席させることができる。この場合において、当該代理出席した議員は、構成員とみなす。

(議事)

第七条 会議は、座長が議事を整理する。

(記録)

第八条 座長は、職員をして、会議の日時、出席者の氏名、会議の概要等を記載した記録を作成させるものとする。

(座長の職務代行)

第九条 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは副座長が、座長及び副座長にともに事故があるとき又は座長及び副座長がともに欠けたときは年長の構成員が、この要綱に定める座長の職務を行う。

(傍聴)

第十条 会議は、議員のほか、座長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 座長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し退席を求めることができる。

(報告)

第十一条 座長は、会議の協議又は検討が終了したときは、結果報告書を議長に提出しなければならない。

(補則)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和五年五月一八日から施行する。

2 最初の会議の招集については、第三条及び第九条の規定にかかわらず、議長がこれを行う。

3 この要綱は、第十一条に規定する結果報告書を議長に提出した日限り、その効力を失う。

徳島県議会 議会改革検討会議 名簿

職 名	氏 名	会 派 名	備 考
座 長	立 川 了 大	徳島県議会自由民主党	
副 座 長	平 山 尚 道	徳島県議会自由民主党	
委 員	井 村 保 裕	徳島県議会自由民主党	
委 員	大 塚 明 廣	徳島県議会自由民主党	
委 員	木 下 賢 功	徳島県議会自由民主党	
委 員	古 野 司	徳島県議会自由民主党	
委 員	北 島 一 人	徳島県議会自由民主党	
委 員	眞 貝 浩 司	徳島県議会自由民主党	
委 員	庄 野 昌 彦	新しい県政を創る会	
委 員	竹 内 義 了	新しい県政を創る会	
委 員	川 真 田 琢 巳	グローバルplus	
委 員	近 藤 諭	グローバルplus	
オブザーバー	岡 田 理 絵	議 長	
オブザーバー	須 見 一 仁	副 議 長	
オブザーバー	梶 原 一 哉	公明党徳島県議団	
オブザーバー	坂 口 誠 治	真 政 会	
オブザーバー	達 田 良 子	日 本 共 産 党	
オブザーバー	扶 川 敦	護 民 官	
オブザーバー	岡 田 晋	元 気 と く し ま	
オブザーバー	曾 根 大 志	日 本 維 新 の 会	

徳島県議会議規則第二百二十八条第二項本文の規定による協議等の場

<p>名 称</p>	<p>徳島県議会議会 改革検討会議</p>
<p>目 的</p>	<p>徳島県議会議基本条例（平成二十五年徳島県条例第一号）第三十条第三項の規定に基づき、議会改革行動計画について調査し、及び審議すること。</p>
<p>構 成 員</p>	<p>会派（所属議員が四人以上のものに限る。以下同じ。）の会長がそれぞれの会派の所属議員のうちから指定する者。この場合において、当該指定する所属議員の人数は、会派間の協議により定める。</p>
<p>招 集 権 者</p>	<p>座長</p>

目次

前文

第一章 総則（第1条—第3条）

第二章 議員の責務及び活動（第4条—第11条）

第三章 議会運営の原則等（第12条—第15条）

第四章 議会の役割及び機能（第16条—第21条）

第五章 知事等との関係等（第22条—第24条）

第六章 県民との関係（第25条—第28条）

第七章 議会改革（第29条・第30条）

第八章 議会事務局等（第31条・第32条）

第九章 最高規範性（第33条）

第十章 補則（第34条）

附則

徳島県は、鳴門の渦潮、県南部の海岸線、剣山、吉野川などの豊かな自然、世界に誇りうる阿波踊り、阿波人形浄瑠璃、阿波藍などの伝統的な文化や産業、うだつの町並み、祖谷のかずら橋などの歴史的及び文化的な遺産、更には豊富で新鮮な農林水産物といった多彩で魅力あふれる地域資源を有している。

こうした地域資源が持つ潜在力を引き出すことにより県民の夢と希望を実現し、後世に引き継いでいくことは、本県の県政を委ねられた我々、徳島県議会議員の責務である。

徳島県議会は、明治12年に公選制の県会として開設されて以来、先人たちの高い志を受け継ぎ、長い歴史と伝統に培われた円滑な議事運営に努めるとともに、自由闊達な議論を尊重するなど、県民を代表する県議会として、その役割を最大限に果たしてきたところである。

時代は地方分権改革のさなかにあつて、平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行等により地方自治体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、平成22年には関西広域連合が

発足するなど、地方自治を取り巻く環境は大きく変化している。

知事とともに二元代表制の一翼を担う徳島県議会は、県民の意見の集約と調和を図る立場にあることを自覚して地方分権改革を成し遂げ、本県の自主性や自立性を高めるとともに、主権者である県民の立場に立った真の地方自治を実現するという強い意志を持って、その果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、更なる議会改革に取り組んでおり、今こそ、その成果を確かなものとして未来に継承していかねばならない。

そのため、我々、徳島県議会議員は、議会改革の推進方策を体系的に取りまとめた議会改革行動計画の策定をこの条例に位置付けるとともに、本県のあるべき姿を希求し、その未来は県民とともに築いていくものであることを改めて宣言する。

そして、県議会が県政の最高意思決定機関であることから、議会は自治体の最高責任者であるとの認識の下に、徳島県議会議員の一人一人がその能力を最大限に発揮することにより、県民の負託にこたえ、県政の発展に寄与する議会を築くことを決意し、徳島県議会における最高規範としてこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、徳島県議会（以下「議会」という。）における最高規範として、議会の基本理念を定めるとともに、徳島県議会議員（以下「議員」という。）の責務、議会運営の原則、議会の役割等を明らかにすることにより、議員が県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の増進、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、県政における最高議決機関として県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 県民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関し県民に説明する責任を果たすこと。

- 二 議会の本来の機能である政策の決定並びに知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行についての監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の在り方を絶えず検証し、継続的に議会改革に取り組むこと。

第二章 議員の責務及び活動

（議員の責務）

第4条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、常に県民の意思及び県政の課題を把握するとともに、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じて県民の負託にこたえるものとする。

（議員活動）

第5条 議員は、前条に規定する責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 県政に関する県民の意思を把握し、県政に反映させること。
- 二 県政の課題及び政策に関する情報収集及び調査研究を行うこと。
- 三 本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- 四 議会活動に関する県民への広報を行い、県民に説明する責任を果たすこと。

（研さん及び調査研究）

第6条 議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研さん及び調査研究に努めるものとする。

（会派）

第7条 議員は、議会活動を円滑に行うこと及び把握した県民の意思を県政に効果的に反映させることを目的として、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題及び政策に関して会派内における意見の集約及び会派間の調整に努め、その結果を議会活動に反映させるものとする。

（議員報酬等）

第8条 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、徳島県議会議員の議員報酬、

費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和34年徳島県条例第4号）及び徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成16年徳島県条例第33号）の定めるところによる。

（政務活動費）

第9条 会派は、議員の調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。

2 会派及び議員は、政務活動費の使途を明らかにしなければならない。

3 政務活動費の交付については、徳島県政務活動費の交付に関する条例（平成13年徳島県条例第26号）の定めるところによる。

（倫理等の保持）

第10条 議員は、選挙により選出されたという公の立場を自覚し、県民の代表としての責任感を持ち、良心に従って、常に倫理及び品位を保持するよう努めなければならない。

（資産等の公開）

第11条 議員は、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に寄与するため、その資産等を公開しなければならない。

2 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための徳島県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年徳島県条例第63号）の定めるところによる。

第三章 議会運営の原則等

（議会運営の原則）

第12条 議会は、県民に開かれ、透明性の高い運営を行うよう努めるものとする。

2 議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障するとともに、議員相互間の討議等の方法によって活発な議論が行えるよう努めるものとする。

（定例会の回数）

第13条 定例会の回数については、徳島県議会の定例会の回数を定める条例（昭和31年徳島県条例第36号）の定めるところによる。

（委員会の運営等）

第14条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

2 特別委員会は、県政の課題に対応するため必要がある場合に設置し、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、委員会の設置及び運営については、徳島県議会委員会条例（昭和34年徳島県条例第12号）の定めるところによる。

（議員の定数及び選挙区）

第15条 議会は、県民の意思を県政に十分に反映させることができるよう、議員の定数及び選挙区について、適切な見直しを行うものとする。

2 議員の定数及び選挙区については、徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年徳島県条例第41号）の定めるところによる。

第四章 議会の役割及び機能

（議決）

第16条 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

（予算に係る審査等の体制の整備）

第17条 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

（政策の立案及び提言）

第18条 議会は、議員の提案による政策条例の制定、決議等を通じて、独自の政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

（調査）

第19条 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的な課題の解決を図るために必要な調査を行うものとする。

（調査、検討等を行う機関及び組織）

第20条 議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題の解決及び議会運営に関して必要があると認めるときは、調査、検討等を行うための機関及び組織を設置することができる。

（大規模な災害等への対応）

第21条 議会は、大規模な災害等が発生した際に迅速かつ的確に対応するための体制の充実強化に努めるものとする。

第五章 知事等との関係等

(知事等との関係)

第22条 議会は、二代表制の下で、自らは議決権を有し、知事等は執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の増進及び県勢の伸展に向け、自らの機能を十分に発揮しなければならない。

(知事等の事務の執行の監視等)

第23条 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

(議会への説明等)

第24条 知事等は、予算の編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本的な計画等の重要な政策若しくは施策に係る基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する基本的な計画のうち、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例（平成24年徳島県条例第91号）第二条に規定する基本計画については、同条例の定めるところにより、その案の概要等を議会に報告するものとする。

3 知事等は、予算の編成方針の策定若しくは調製又は県政に係る基本的な計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、議会の政策の提案の趣旨を尊重するものとする。

第六章 県民との関係

(県民の意思の県政への適切な反映等)

第25条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に十分に反映させることができるよう、県民の議会活動への参加の機会の充実に努めるものとする。

2 議会は、県民の意思を審議に反映させるため、本会議及び委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用に努めるものとする。

3 議会は、請願、陳情等があったときは、誠実に処理するものとする。

(議会活動に係る説明責任)

第26条 議会は、議会活動について、県民に対し説明する責任を果たすことにより、その透明性の確保に努めるものとする。

(広報広聴の充実)

第27条 議会は、様々な機会を通して議会に対する県民の意見を的確に把握するとともに、多様な媒体を活用して県民に対し議会活動に関する情報の提供を行い、県民に関われた議会の実現に努めるものとする。

(情報公開)

第28条 議会は、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号)の定めるところにより公文書の公開を行うほか、本会議及び委員会の会議録を広く県民が閲覧することができるようにするものとする。

第七章 議会改革

(議会改革の継続)

第29条 議会は、議会を取り巻く社会経済情勢の変化を的確にとらえ、県民の福祉の増進のため、議会運営が円滑かつ効率的なものとなるよう、議会改革に継続して取り組むものとする。

(議会改革行動計画の策定等)

第30条 議会は、前条に規定する議会改革に関する取組を行うため、議会改革行動計画を策定するものとする。

2 議会改革行動計画は、議員が改選されるごとに見直すものとする。

3 議会は、議会改革行動計画について調査し、及び審議するため、議会改革検討会議を設置することができる。

第八章 議会事務局等

(議会事務局の機能の強化等)

第31条 議会は、議会の政策を立案する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織の整備に努めるものとする。

(議会図書室の適正な管理等)

第32条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、及び運営

するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第九章 最高規範性

第33条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならない。

第十章 補則

(見直し)

第34条 議会は、社会経済情勢の変化、県民の意思等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第56号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する